

## 第24回

# 読谷村農業委員会会議録

第24回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和7年8月29日（金）				
開催時刻	14時00分 開会 16時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者8名 欠席者2名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	欠
4番	比嘉 健二	欠	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者7名 欠席者1名			
氏名		摘要	氏名		摘要
津波 宏		出	新垣 勝二		欠
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第8号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第37号 非農地証明願いについて
日程8	議案第38号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について
日程9	議案第39号 読谷農業振興地域整備計画全体見直しに係る意見（照会について）

議長

これより第24回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「はい」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りとします。

次に、日程4の報告第8号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第8号 農地転用許可指令の接受について。

議長

これは報告ですので質問がなければ進行してよろしいか。

(「はい」の声あり)

議長

次に、日程5の議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(7番)

7番の與久田です。写真の1番を御覧ください。この場所は長浜の無人売店の場所の裏側になります。申請人は南城市大里の自作地でキャッサバやマンゴーを栽培してしまして、申請地では芋を計画しています。許可基準適合表もクリアしていますので、申請どおり問題ないと思います。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは、許可基準適合表もクリ

アし何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑があったらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長 ないようですので進行したいと思います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。次に受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

委員(6番) 6番の棚原です。写真は2ページの真ん中です。申請人は隣接する借地で芋を栽培しており、申請地でも芋を計画しております。許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結して採決を行います。受付番号2番は許可相当で決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

事務局 高志保担当が欠席なので、事務局のほうで説明します。申請人は南城市大里の自作地でキャッサバやマンゴーを栽培しています。申請地では冬瓜を計画しているということで、許可基準適

合表もクリアしていますので、許可相当で問題ないかと思えます。

議長 事務局は、許可相当の御意見であります。ほかに委員からありましたらお願いしたいと思えます。

委員（6番） 農業用水は引かれているのか、また周りは墓地ではないのか。

事務局 農業用水は来ておらず、周辺は墓地となっています。

委員（6番） 坪単価も2万円余りの価格で購入している中、本当に畑をやるのか。後から墓地として切り売りしないかという心配があるのです。

事務局 可能性として無くはないと思えます。

委員（6番） だから転売目的もないかと思うのですが。

事務局 本人も営農計画書、耕作証明書とかも添付されており、実際不許可の判断をする材料がない。農振農用地ではないため転用が可能かと言われれば、条件を整えば可能になると思えます。ただ、建物を建てることは接道が農道になるので、その辺は難しいと思われる。

委員（9番） ここは高志保の墓地誘導地域ではないのか。

事務局 それをもって不許可にするのかというのは、ちょっと難しいことになります。

委員（9番） 不許可には出来ないが、そういう申請がまた来ても許可はできないということですね。

事務局 おおむね3年とか、そういうのは何か指導の中ではあるみたいですが、法的な根拠はないです。

委員（9番） 例えば今回許可が下りて、来年すぐ墓地の申請が出ても問題はないのか。

事務局	<p>法的に不許可にする根拠はないということです。ただ、他の市町村では、3年ぐらいはちゃんと営農して、それから転用とかはやっ てくださいというのも指導的にはやっはいるみたいで</p>
仲村渠英正 推進委員	<p>これは道が農道でも墓地は建てられるのか。</p>
事務局	<p>墓地は、道は関係ないと思います。通行許可の承諾は必要になる と思うが、道に接していないと駄目とか、そういうのはないと思 います。渡具知の海側のところの墓地地域もあります。あちらの道に 接しないところでも通行許可がもらえれば建ったりしているので、 可能性としてはあります。もし出てきたらちゃんと耕作してくださ いよというのも、こちらから指導するしかないかと思</p>
議長	<p>ほかに御質疑・御意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「進行」の声あり）</p>
議長	<p>では、質疑を終結して採決に移りたいと思</p> <p>今の事務局の説明と委員からの御指摘がいろいろありましたけれ ども、許可基準適合表もクリアし、事務局の許可相当の御意見であ りますが、受付番号3番は、許可相当で決定することに御異議ござ いません</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で決定しました。</p> <p>次に日程6の議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請 について議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書20ページをお開きください。</p> <p>議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p>
議長	<p>ただいま農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の 説明がございました。これより審議に入ります。</p>

受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願い  
します。

委員（6番） 6番棚原です。写真4ページです。申請地は住宅地に隣接してお  
り、一般住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアして  
いますので、許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した棚原委員のほうからは、許可相当の御意見であり  
ます。ほかの委員からの御質疑がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長 進行の声がありますので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号1番は、許可相当で進達することに御異議ございません  
か。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定  
しました。

次に受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 航空写真5ページをお願いします。これは宗教法人Aの駐車場と  
して使われている部分になります。教会は平成4年に転用申請があ  
り建設されているが、今回の駐車場は転用申請がないまま平成11年  
頃から駐車場で使われ現在に至っている。是正するため追認の申請  
となります。顛末書はついていますが、面積が500平米を超えてい  
て都市計画課との調整がまだ整っていないということで、今回は不  
許可相当ということでお願いします。

議長 今事務局から説明がありましたとおり、顛末書も添付されてお  
りますけれども、都市計画課との調整がまだクリアされていないとい  
うことで、不許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がありま  
したらお願いします。

議長 ほかに御質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号2番は、不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

事務局

3番の高志保担当は欠席なので、事務局で説明します。

議長

では、事務局からお願いします。

事務局

航空写真6ページです。申請地は用途地域内にあります。賃貸住宅を計画しており、許可基準適合表もクリアしていますので、許可相当で問題ないかと思えます。

議長

現地を確認した事務局のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御質疑がございましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号3番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で申達することに決定しました。次に受付番号4番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。

比嘉豊彦  
推進委員

航空写真の7ページの真ん中辺りを御覧ください。申請地は住宅地に隣接しており、一般住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしているので問題ないので許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦推進委員からは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑がありましたらどうぞ。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号4番は、許可相当で申達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で申達することに決定しました。次に受付番号5番についても事務局でお願いします。

事務局

航空写真の8ページをお願いします。申請地は転用申請を行わずに、平成28年8月から資材置場として使用されています。追認の許可申請で顛末書も添付されておりますので問題ないのですが、面積は500平米を超えておりまして、まだ都市計画課に提出されておられませんので、不許可相当でお願いします。

議長

ただいまの事務局の説明では、500平米を超えており都市計画課との調整ができていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらどうぞ。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので、質疑を終結して採決を行います。  
受付番号5番は、不許可相当で申達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	<p>異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で申達することに決定しました。</p> <p>次に受付番号6番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。</p>
池原推進委員	<p>池原です。航空写真の9ページ真ん中辺りを御覧ください。申請地は用途地域内にあつて、宅地事業計画しています。面積が500平米を超えていて許可基準適合法をクリアしているので問題ありません。許可相当でお願いします。</p>
議長	<p>現地を確認した池原委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに質問がありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（「進行」の声あり）</p>
議長	<p>進行の声がありますので、これより採決を行います。</p> <p>受付番号6番は、許可相当で申達することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で申達することに決定しました。</p> <p>次に日程7の議案第37号 非農地証明願いについて議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書22ページをお開きください。</p> <p>議案第37号 非農地証明願いについて。</p>
議長	<p>ただいま非農地証明願いについての事務局からの提案理由の説明がございました。では、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>受付番号1番と2番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まずは現地を確認した委員の御意見からお願いします。</p>
委員（5番）	<p>5番儀間です。航空写真は10ページになります。瀬名波の東側で</p>

すね。申請地は高木が生い茂り、20年以上耕作されていない農地である。今後も継続的な利用が見込まれず、農地行政上も特に支障がないことから、非農地として問題ないと思います。証明相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した儀間委員のほうからは、20年以上耕作されていないということもありまして、非農地証明相当の意見であります。ほかに御質問はありませんか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、これより採決を行います。  
受付番号1番と2番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番と2番は証明相当と決定しました。次に受付番号3番、4番、5番は関連しておりますので、一括して審議を行います。まずは現地を確認した委員の御意見からお願いいたします。

委員(2番)

航空写真の11ページをお願いします。こちらの申請地は長年耕作されておらず、写真のとおり少し白く見えると思うのですが、耕せる状態ではなく農業に向かないので証明相当でお願いします。

議長

現地を確認した知花 竜委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ないようですので進行します。  
受付番号3番、4番、5番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番、4番、5番は証明相当と決定しました。

次に、受付番号6番と7番は関連しますので、一括して審議を行います。現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思いません。

委員(1番)

航空写真は12番になります。高木が生い茂り20年耕作されていない農地であり、今後とも継続的な利用が見込まれず、農地行政上も特に支障がないことから、非農地として問題はないと思います。

議長

現地を確認した幸喜委員のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかに御質問があればお願いします。

(「進行」の声あり)

議長

ほかにはないので、質疑を終結して採決を行います。受付番号6番と7番は、証明相当で申達することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番、7番は証明相当と決定しました。

非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することに決定しました。

それでは、日程8の議案第38号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書23ページをお開きください。

議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。

議長

ただいま農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をしてお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

それでは質疑を終結して、これより採決を行います。

ただいま議題となっております議案第38号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第38号は原案どおり決定しました。

ここで審議を続けますけれども、ちょうど1時間過ぎましたので、休憩を取りたいと思います。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。

それでは日程9 議案第39号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題とします。

読谷村は農業委員会、土地改良区、農業協同組合の意見を聞いた上で、農振法の定められた要件と照らし合わせて、農用地区域からの除外や用途変更を決定します。農業委員会は農用地区域から除外

して構わないか、それとも除外すべきではないか、また用途を変更してもよいか、それとも変更すべきではないかを判断していただくこととなります。各委員は農地法や農振法の趣旨を鑑み、除外や変更による読谷村内の他の地区への影響を踏まえ、農業振興の立場から、その可否を議論するようお願いいたします。

それでは、担当課より説明をお願いします。

事務局

議案書27ページをお開きください。

議案第39号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。

農地活用推進課

皆さんこんにちは。農地活用推進課農政係、江田です。今回農振農用地の変更に当たり、農業振興地域に係る法律の施行規則の第3条第2項において、農業委員会の意見を求めることとありますので、今回意見を聴取するという事となっております。よろしくお願い致します。

今回変更は主だって、農業振興地域内農用地からの施設用地への変更、農業用機械の出荷場とか、施設の変更と農振農用地の除外に関わる変更の2点ということとなっておりますので、その説明という形でしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

農地活用推進課

農業活用推進課東江です。説明する前に、資料確認をお願いします。地図が両面で15ページあると思っております。地図の冊子と農地利用計画変更明細書（総括表）というもの、続けて変更明細書、全図の細かい文字で書かれているものが3ページ、総括表が1枚かがみでついていますので、こちらを利用して説明していきたいと思っております。

議長

ただいま議案第39号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての変更案件についての説明がございました。審議に入る前に休憩を取りたいと思っております。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。

それでは変更案件について質疑を終結して、これより採決をしたいと思いをします。

議案第39号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての変更案件については、案件ごとに意見を決定したいと思います。まず変更R7-01について、適当か不適当か意見を提出することに皆さんから御意見をお願いしたいと思います。

委員（3番） 適当でいいと思います。

議長 それでは変更R7-01については、適当と意見決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、変更R7-01は適当と決定しました。  
次、R7-02について、適当か不適当か御意見をお願いしたいと思います。

委員（9番） 適当がいいと思います。

議長 それでは変更R7-02については、適当と意見決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、変更R7-02は適当と決定しました。  
次に、R7-03について、適当か不適当か御意見を申し上げます。

委員（6番） R7-03は不適当です。

議長 ほかに御意見はないですか。

議長 それでは採決を行いたいと思います。変更R7-03については、不適当と意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長

異議ありの声がありますので、再度確認します。更R7-03は不適當と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、R7-03も不適當と決定しました。  
次に、R7-04について採決を行います。意見のある方はどうぞ。

委員(6番)

ここも適當です。

議長

では、採決に入ってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

変更R7-04については、適當と意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-04は適當と決定しました。  
次に、R7-05について意見決定をすることに御意見のある方はお願いしたいと思います。

知花推進委員

中前原、これは今どうなっているのか。

委員(6番)

使っていないと言えば使っていない。利用は可能だが中がどうなっているか分からない。

農地活用  
推進課

渡慶次の野菜団地の出荷場跡になっています。

委員(6番)

真ん中のBさんのところの倉庫は道具の出し入れはしている時がある。適當ではあるが、南側の倉庫は使っていない。

議長	なければ進行していいですか。  (「進行」の声あり)
知花推進委員	Bさんの倉庫、大体40年ぐらい前、ピーマンを作った建物だと思う。ぼろぼろになってハブがいっぱいいる。だから使っていないと話もあった、コンクリートも打っていてこれを壊すのにお金が幾らかかるか分からない土地
委員(6番)	補助で建てたコンクリートのヤードがあって、簡単には崩せない。借りたい人がいて、Bさんに相談はしている。 Bさんのところは丸にしておくことはできますか。
農地活用推進課	右側のところは渡慶次の昔のピーマン団地のときの出荷場、左のところが今、多少使っているだろうというところ。ただ、農地活用推進課としては、右側のところは畑としての利用はどうですかというところ。施設用地という形にして、農地利用ということも考えられるのかも踏まえた上で意見をいただければと思っています。
委員(6番)	この1060-1は除外適当にして、下の白い倉庫がある1059は除外しない。農地が結構広いからね。
農地活用推進課	1060-1が適当、1059が不適當。
事務局	では、R7-05の1059と1060-1で2つに分けて採決とりましようか。
議長	それではR7-05部分についての採決を行いたいと思います。R7-05の1059について、除外することが適当と意見決定することによろしいでしょうか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、1059は適当と決定します。 では、R7-05の1060-1について、適当と意見決定することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-05の1059は適当、1060-1 不適當と決定したいと思います。

次に、変更R7-06について適当か不適當か、御意見を伺いたいと思います。

農地活用  
推進課

左側の840番地に関しては、左の一角に農機具倉庫が、地図では見えないのですが、現場へ行くと立っておりますので。

議長

進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

それではR7-06について、適当と意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-06は適当と決定しました。

次に、R7-07について適当か不適當か、御意見をお願いします。

では、採決してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それではR7-07については、不適當と意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-07は不適當と決定しました。

次に、R7-08について適当か不適當か、御意見をお願いします。

議長

採決を行ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

R7-08については、適当と意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-08は適当と決定しました。  
次に、R7-09について適当か不適當か、御意見を申し上げます。

津波推進委員

9番は適當です。

議長

ほかに御意見はございませんか。

事務局

○×でお願いします。

議長

適當○、不適當は×でよろしいですね。

(「はい」の声あり)

議長

それでは採決を行います。R7-09については、○で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-09については適當○と決定いたしました。  
次に、R7-10について○か×か、御意見を申し上げます。

委員(9番)

○でお願いします。

議長

それではR7-10については○で決定することに御異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-10は適当○と決定しました。  
次に、R7-11について御意見を申し上げます。

委員複数

○でいいと思います。

議長

それでは、R7-11についても、○で決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-11は適当○と決定しました。  
次に、R7-12について意見を申し上げます。

委員(9番)

○でお願いします。

議長

それでは、R7-12についても、○と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、R7-12は適当○と決定いたします。  
続いて、R7-13について御意見を申し上げます。

委員複数

○ですね。

議長

○との回答ですので、R7-13についても適当○と決定したいと思います。  
次に、R7-14について、○か×御意見を申し上げます。

委員(6番)

○でお願いします。

議長 ○でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 では、R7-14についても適当○と決定したいと思います。  
最後に、R7-15について御意見をお願いします。

委員(6番) 原状回復してだったらヤギ小屋を建ててもいいと思います。  
ヤギ小屋をどかして、また今の状態でもいいのだと本人に思われたら……。

事務局 それでいいのではないですか。

委員(6番) 今までもどうだったのか。だから、何でもオーケーと言っていたら好き勝手やっていいと思われるのも困る。

事務局 農業委員会の意見ですので、そういう意見をまず出してもいいか  
と思います。そういうことがありましたということで、また村は判  
断しますので、それで本人たちにも伝えると。だから、これでいい  
かと思います。

議長 それでは、R7-15については不適當×と決定したいと思います。  
また、担当課のほうから説明をお願いします。

農地活用  
推進課 地図の16ページをお開きください。(説明省略)

議長 ただいま担当課のほうから除外案件についての説明がございました。  
審議に入る前に休憩を取ります。休憩中に御質疑したいと思います。  
す。

— 休憩 —

議長 休憩中でしたけれども、ほかに質疑がなければ進行していいですか。

(「はい」の声あり)

議長 それでは除外案件について質疑を終結して、これより採決に入りますが、除外案件についても案件ごとに意見を決定していきたいと思いますが、先ほどのように適当であれば○、不適当であれば×と、御判断で決定してよろしいですか。

知花推進委員 これは集約する必要はないと思うのですが、役場が右に○×をつけてありますよね。○は全部早く決めてください。1件1件の内容をどうのこうすると……。早く決めるのがいいと思うのですが。

事務局 これは位置に対して、ページごとに対して、農業委員会としてこれは外したほうがいい、外さないほうがいいということで○か×でやりましょう。

(「はい」の声あり)

議長 では、全除R7-01から順番よくやりたいと思います。R7-01について適当○、不適当は×で意見決定を確認していきます。R7-01は○か×か、御意見をお願いします。

比嘉光雄  
推進委員 ×でいいのではないかと。

議長 ×でいいですか。

農地活用  
推進課 除外しないので不適当で。

議長 では、R7-01については不適当、×で決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 次に、R7-02について適当か不適當か。不適當、×ですね。

(「はい」の声あり)

議長 R7-02は不適當と決定します。

次に、R7-03について適当か不適當か。

委員複数 ○です。

議長 R7-03については、適当○と決定したいと思います。

次に、R7-04について、○か×か。

比嘉光雄  
推進委員 ×です。

議長 R7-04に関しては、不適當×と決定したいと思います。

次にR7-05について、適当○、不適當×でお願いします。

知花推進委員 ○です。

議長 R7-05については、適当○と決定したいと思います。

次に、R7-06について御意見をお願いします。

津波推進委員 土地改良区だから×です。

事務局 土地改良区です。

議長 R7-06については不適當×と決定したいと思います。

次にR7-07について、適当○か不適當×か。

比嘉光雄 ○です。普通に住宅ですから。

推進委員 議長	R7-07については、適当○と決定したいと思います。 次に、R7-08について意見決定をお願いします。
委員（9）	○です。除外する考えでいいです。
議長	R7-08については○、適当と決定したいと思います。 次、R7-09について、意見決定をお願いします。
委員複数	○です。
議長	R7-09は○、適当と決定いたします。 次に、R7-10について意見決定をお願いします。
事務局	休憩をお願いします。
議長	休憩します。  — 休憩 —
議長	再開します。 今のR7-10は2477が×で、それ以外は○で決定したいと思います す。 次に、R7-11について意見決定をお願いします。
比嘉光雄 推進委員	×、除外しない。
議長	R7-11については不適當、×と決定したいと思います。 それでは、R7-12について意見決定をお願いします。
委員複数	○ですね。
議長	R7-12については適当、○と決定いたします。 R7-13について、意見決定をお願いします。

委員複数

○です。

議長

R7-13については適当○と決定したいと思います。  
それでは、R7-14について意見決定をお願いします。

委員複数

○です。

議長

R7-14については適当、○と決定いたします。  
次にR7-15について、意見決定をお願いします。

委員複数

○です。

議長

○ですね。

(「はい」の声あり)

議長

R7-15については適当、○と決定いたしました。  
以上で議案第39号の審議を終了いたします。担当課の皆さん、ご  
苦労さまでした。  
休憩します。

— 休憩 —

議長

再開します。  
長時間にわたり、委員の皆さん大変お疲れさまでした。  
これをもちまして、日程1から日程9までの全ての審議を終了い  
たします。  
議決事項における議事整理については、会長に一任することに御  
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に  
一任されました。

あとの事務連絡は、事務局のほうからお願いします。